

# 行政相談

## Q & A

### 行政相談とは？

総務省の行政相談とは、国の行政全般についての苦情や意見・要望を受け付け、公正・中立の立場から必要なあっせんを行い、その解決や実現の促進を図るとともに、国民の声を行政の制度及び運営の改善に役立てるものです。

また、相談がどの地域のものであっても、相談者がどの窓口に相談されても、全国の

管区行政評価局・行政評価事務所、全国の市町村に配置している行政相談委員（約5,000人）等を活用して、一体となった受付・処理を行うことが可能です。

◎ 町では、総務大臣から委嘱され、地域住民の身近な相談相手として、行政サービスに関する相談や行政の仕組み・手続きに関する相談を受け付け、相談者への助言や関係行政機関への通知などの仕事を行っています。

毎月第1・第3火曜日に横芝町健康福祉センタープラムにおいて定例相談を行っています。

### どこに相談するの？

\* 総務省千葉行政評価事務所  
☎ 0570-090110  
☎ 043-246-9829

\* 行政苦情110番  
☎ 0570-090110

全国どこからでもこのダイヤルで、最寄りの管区行政評価局・行政評価事務所が

# 「行政相談週間」 10月18日(月)～24日(日)

総務省では、行政相談制度について、広く国民の方々の理解を深めるとともに、その利用を促進するため、今年度も10月18日(月)から10月24日(日)までの一週間を「行政相談週間」と定め、一日合同行政相談所の開設等の行事を行います。

町では、総務大臣から委嘱された行政相談委員が、行政相談所を開設し、皆さんの要望や苦情、悩みなどを聞き、その解決の促進を図ります。相談は無料で、秘密は厳守します。

## 行政相談所

と き 10月19日(火)  
午後1時30分から

場 所 健康福祉センター「プラム」

担当相談委員  
行方 正一（谷台）  
☎82-1660

※問い合わせ先  
総務課庶務係 ☎82-8802

# 『申告は青色で、 納税は振替で』

『商売の第一歩は、記帳から！』青色申告は、あなたの商売の発展、合理化にもお役に立ちます。青色申告をすると、いろいろな特典があり、所得税・地方税とも大変有利になります。

- 青色申告の特典
- ① 青色申告特別控除（最高55万円）
  - ② 青色事業専従者給与
  - ③ 欠損金の繰越控除・繰戻し還付
- 青色申告の手続きは、その年の3月15日までに承認申請書を税務署へ提出して下さい。
  - 振替納税は、お忙しいあなたに代わって、『つい忘れ』ということのない大変便利な制度です。
- ※問い合わせ先 東金税務署 ☎0475-52-3121

# 活動を開始 『千葉県食品表示ウォッチャー』

『千葉県食品表示ウォッチャー』とは、JAS法による食品表示がより適正に行われるように、日常の買物などで継続して食品販売店などの食品の品質表示状況をモニターするとともに、不適正な食品表示を発見した場合には、通報していただく方々のことです。

JAS法では、生鮮食品には、名称や原産地を、加工食品には、原材料や賞味期限、保存方法等を表示することになっています。

県では、『千葉県食品表示ウォッチャー』を一般県民から公募し、55名の方に委嘱し、県下全域に配置しました。ウォッチャーの活動は、9月1日から開始され、県は、ウォッチャーと連携して、より一層の食品表示の適正化を図ります。

※問い合わせ先  
県農林水産部農林振興課 ☎043-223-3092